

差別のない  
まちづくりの主役は、

あなた  
です



差別落書きしないさせない地域の力

落書きは、刑法(名誉毀損、侮辱、器物損壊等)により処罰されることもあります。

差別落書きを発見された方は、至急下記までご連絡下さい。

072(924)3830 (八尾市人権ふれあい部人権政策課)

八尾市人権啓発推進協議会・八尾市